



APO_社労士通信

秋の法改正(社会保険・労働法など)

厚生年金保険料率が変わりました 17.120%⇒17.474%

厚生年金保険料率は、将来の保険料水準を固定した上で給付水準を調整する仕組みが導入され、H29年9月に18.3%で固定されるまで毎年9月に段階的に引き上げられます。H26年9月分(10月納付分)からH27年8月分までの保険料率は17.474%に改定されました。

厚生年金保険法施行規則及び国民年金施行規則の一部改正(平成26年10月1日施行)

ローマ字氏名届の義務化・・・日本国籍を有しない被保険者の資格取得の届出及び氏名変更の届出の際には、これまで必要とされていた届書・書類に加えて、「ローマ字氏名届(様式第7号の2)」を添付して提出することとなりました。国民年金第3号被保険者届についても、同様に提出が必要になります。

雇用保険の基本手当日額等が変更になりました(平成26年8月1日施行)

今回の変更は、平成25年度の平均定期給与額が前年比で約0.2%低下したことに伴うものです。基本手当日額の下限額は年齢に関係なく、1,848円⇒1,840円(▲8円)になり、上限額は年齢区分ごとに差はありますが前年より引下げとなりました。また、高年齢雇用継続給付の算定に係る支給限度額も341,542円⇒340,761円(▲781円)に引下げとなりました。

育児休業期間中に就業した場合の育児休業給付金の取扱いが変わります(平成26年10月1日施行)

従来の育児休業給付金制度では、支給単位期間中に11日以上就業した場合は、その支給単位期間について給付金は支給されませんでしたが、平成26年10月1日以降の最初の支給単位期間からは、支給単位期間中に10日を超える就業をした場合でも、就業していると認められる時間が80時間以下の時は、育児休業給付金支給対象となります。

また、育児休業期間中の就業の取扱いの変更に伴い、平成26年10月1日より「育児休業給付受給資格確認票・(初回)育児休業給付金支給申請書」等の様式が変わります。

就業日数が10日を超える就業をした場合は、就業時間の確認のため、タイムカード、賃金台帳、就業規則等の就業時間や休憩時間がわかる書類の提出が必要です。

改正「男女雇用機会均等法施行規則」等が施行されました(平成26年7月1日施行)

雇用の分野における男女格差の縮小、女性の活躍促進を一層推進するため、施行規則を改正する省令等が公布されました。主な改正点は以下となります。

①間接差別となり得る措置の範囲の見直し ②性別による差別事例の追加 ③セクシャルハラスメントの予防・事後対応の徹底など ④コース等別雇用管理についての指針の制定

最低賃金額の改定(平成26年10月から11月上旬までに順次発効予定)

地方最低賃金審議会では、7月29日に中央最低賃金審議会(厚生労働大臣の諮問機関)から示された「平成26年度地域別最低賃金額改定の目安について」などを参考として調査・審議が行われました。各都道府県労働局に設置されているすべての地方最低賃金審議会にて、平成26年度の地域別最低賃金の改定額が答申されました。東京における最低賃金額は、869円⇒888円となり19円引き上げとなります。(平成26年10月1日発効)



知っておきたいミニ知識

第79回 失業給付_受給期間の延長

雇用保険の失業給付(基本手当)の受給期間は、原則として離職の日の翌日から起算して1年間ですが、その間に以下の事情で今すぐ職業に就くことができない人は受給期間の延長が認められます。教育訓練給付の受講を希望している人については、訓練を受けられる期間を延長することもできます。

- ① 妊娠・出産・育児(3歳未満に限る)、疾病・負傷、子の看護、親族等の介護(6親等以内の血族、配偶者及び3親等以内の姻族)及び一定のボランティア等の理由により、引き続き30日以上職業に就くことができない日がある場合には、その日数を受給期間に加えることができます。ただし、受給期間に加えることのできる日数は最大3年間(本来の受給期間を含め最大4年間)です。受給期間延長の手続きは、離職後において、その状態が30日を経過した日の翌日から起算して1か月以内に、受給期間延長申請書に離職票、延長理由を証明する書類を添え、本人の住居所を管轄するハローワークに申請することになります。また、本人がハローワークへ行くことができないときは、代理人(委任状が必要)又は郵送でも手続きができます。
- ② 60歳以上の定年等(60歳以上の定年後の継続雇用制度を利用し被保険者として雇用され、その制度の終了により離職した場合を含む)により離職し、一定期間求職の申込みをしないことを希望する場合には、その日数を受給期間に加えることができます。ただし、受給期間に加えることのできる日数は最大1年間(本来の受給期間を含め最大2年間)です。受給期間延長の手続きは、離職日の翌日から起算して2か月以内に、受給期間延長申請書に離職票を添え、本人の住居所を管轄するハローワークへ、本人が申請する必要があります。

お問い合わせは担当スタッフまたは下記までご連絡ください。

APO_社会保険労務士法人 三浦俊彦 / 本田和子 / 望月伸恵 / 吉本多津子 sic.info@apol.jp

〒162-0824 東京都新宿区揚場町1-18 飯田橋ビル7F 電話 03(5228)1820 FAX 03(5228)1830

ホームページもご覧下さい。
<http://www.apoutsourcing.jp/>